

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十一号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第十條 (特別休暇) (略)		第十條 (特別休暇) (略)	
休暇を受ける場合	期 間	休暇を受ける場合	期 間
十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のイ若しくはロに掲げる職員が当該イ若しくはロに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	(略)	十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のイ若しくはロに掲げる職員が当該イ若しくはロに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	(略)
イ 義務教育終了前の子		イ 義務教育終了前の子	

<p>等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(1) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>(2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話</p> <p>(3) 在籍し、又は在籍することがとなる学校等が実施する行事への出席</p> <p>(4) 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援又は同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受けさせること。</p> <p>ロ 義務教育終了前の子等以外の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p>	<p>(略)</p>
<p>等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(1) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>(2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話</p> <p>(3) 在籍し、又は在籍することがとなる学校等が実施する行事への出席</p>	<p>(略)</p>
<p>二十四 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(略)</p> <p>一の年の七月から九月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、一の年の六月から十月までの期間）内における、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代</p>
<p>二十四 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(略)</p> <p>一の年の七月から九月までの期間内における、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間（短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）</p>

2 ― 9 (略)	<p>休時間が指定された勤務日等、休日及び休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間（短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）</p>
2 ― 9 (略)	(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和六年一月一日から施行する。